

授業料無償化制度について

(高等学校等就学支援金・高校生等臨時支援金)

制度について

各家庭で納付すべき授業料・受講料を支援する国の制度です。
今年度（令和7年度）から制度が拡充されたことにより、世帯の所得にかかわらず公立高等学校の授業料・受講料は実質無償となります。



対象者

奈良県内の公立高等学校等に在学する生徒

ただし、高等学校等を既に卒業したことのある生徒や、全日制課程で3年（定時制・通信制課程は4年）を超えて在籍している生徒（以前に在籍していた高等学校等がある場合はその期間も含める）は対象となりません。

支給額

年額118,800円を上限として公立高等学校の授業料に相当する額が国から県に支給され、対象者の授業料・受講料に充当されます。
これにより、生徒・保護者の授業料の負担が実質0円となります。

無償化制度の適用を受けるための手続きについて

授業料無償化には「高等学校等就学支援金」と「高校生等臨時支援金」の2つの制度があり、保護者等の所得状況により適用される制度が異なります。

このため、**全員が両方の制度の申請をしていただき**、いずれかの制度による認定を受ける必要があります。

<制度のイメージ>

所得基準額（※）
←未満 以上→

高等学校等就学支援金が適用

高校生等臨時支援金が適用

（※）保護者等全員の課税標準額×6%-市町村民税の調整控除額の合算と基準額304,200円を比較

→申請の流れについては裏面をご参照ください。



申請の流れについて（オンライン申請）

1 PCまたはスマートフォンでe-Shienにログイン

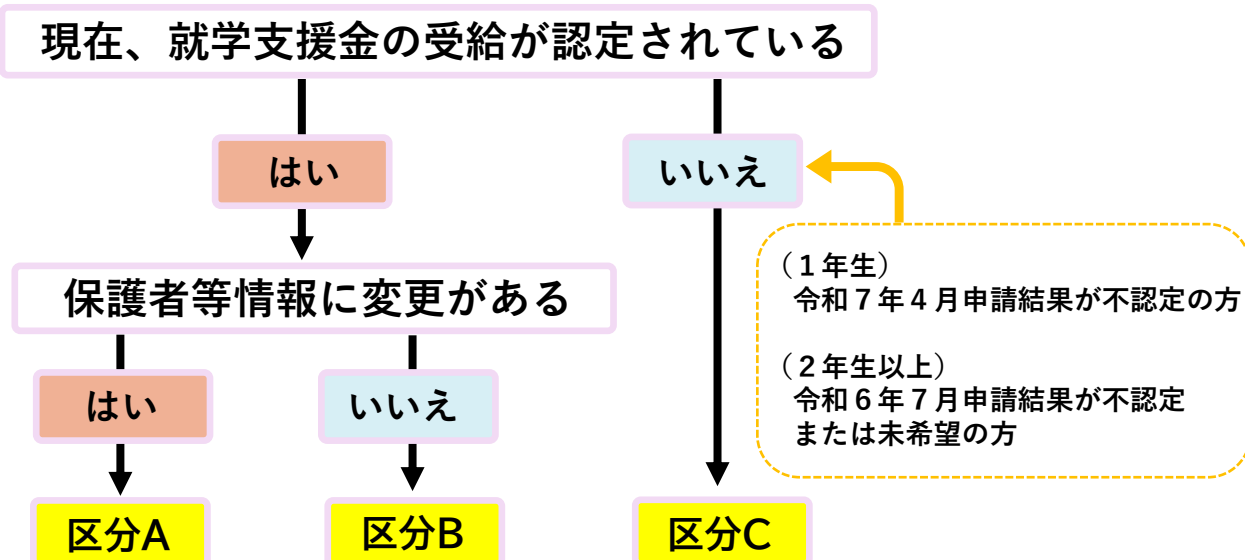
e-ShienログインURL： <https://www.e-shien.mext.go.jp/>
URLを入力しても、QRコードを読み取っても、
どちらでもアクセスできます。



※ログインID、パスワードが不明の場合は学校事務室へお問い合わせください。

2 認定状況等により必要な申請をおこなう

<申請区分のチェックフロー>



<必要となる手続き>

区分A	保護者等情報変更届出（マニュアル④を参照） 継続意向登録および収入状況届出（マニュアル③を参照）
区分B	継続意向登録および収入状況届出（マニュアル③を参照）
区分C	新規申請（マニュアル②を参照）

- ・臨時支援金制度の創設に伴い、今年度から臨時支援金申請の意向を確認する項目がe-Shien上に追加されていますので、所得状況にかかわらず「意向あり」でご提出をお願いします。
- ・オンラインによる申請が困難な場合は、書類による申請も可能ですので、学校事務室までお問い合わせください。

マニュアル等の参照先

奈良県教育委員会事務局学校支援課（就学支援金制度等）ホームページ

 <https://www.pref.nara.jp/69290.htm>



URLを入力しても、QRコードを読み取っても、
どちらでもアクセスできます。

